

第2回
館林市・板倉町合併協議会
会議資料

日時：平成28年9月2日（金）午後2時

場所：館林市文化会館小ホール

議案第6号

新市基本計画の策定方針について

新市基本計画の策定方針について、別紙のとおり提案する。

平成28年9月2日

館林市・板倉町合併協議会
会長 安楽岡 一 雄

新市基本計画の策定方針について(案)

1 計画の趣旨

本計画は、「市町村の合併の特例に関する法律」に基づき、館林市及び板倉町の合併に際し、新市の円滑な運営の確保と新市全体の均衡ある発展を図ることを目的とし、本計画を実施することにより、新市の一体性の確立及び住民の福祉の向上等を図ろうとするものである。

なお、新市の進むべき方向についてのより詳細かつ具体的な内容については、合併後、新市において策定する総合計画等に委ねるものとする。

2 計画の構成

本計画は、新市の円滑な運営の確保及び均衡ある発展を図るための基本方針及びこれを実現するための主要施策、公共的施設の適正配置と整備、財政計画を中心として構成する。

3 計画の期間

本計画の期間は、新市の基盤を形成するために、合併後の概ね10年間について定めるものとする。

4 計画策定の基本的な考え方

本計画の策定にあたっては、次の事項を基本的な考え方とする。

- (1) 新市の基本方針を定めるにあたっては、将来を見据えた長期的な視野に立ち、新市におけるまちづくりの基本理念を設定するとともに、その基本理念の具体化に向けた新市の将来像を示すものとする。
- (2) 基本方針を実現するための施策については、基本方針に基づく区分により体系化を行う。「たてばやし市民計画2020／館林市第五次総合計画」及び「第1次板倉町中期事業推進計画」を基本に、地域の課題を把握し、その特性を生かしながら、ハード、ソフトの両面にわたり効果的な事業の展開を図っていくものとする。

- (3) 公共的施設の適正配置と整備については、住民サービスの低下や住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分に配慮するとともに、地域のバランス、財政状況等を考慮しながら、整備の方向性を示すものとする。
- (4) 新市の財政計画については、過去の歳入・歳出の推移を踏まえるとともに、地方交付税、国や県の補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もることのないよう、合理的で健全な財政運営計画を策定するものとする。

5 住民意見の反映

合併協議会だよりやホームページ等を通して、丁寧な情報発信を行うとともに、ホームページに意見・問合せページを設けるなど、広聴・広報に努めるものとする。また、住民説明会を開催するなど、住民参加・対話の手法を取り入れ、新市基本計画の策定にあたって、住民の意見を反映していくものとする。

新市基本計画策定に関する概要について

1 新市基本計画とは

新市基本計画とは、市町村の合併の特例に関する法律（以下「合併特例法」という。）に規定する合併市町村基本計画であり、合併協議会が作成するものとされている。また、策定にあたっては、両市町の総合計画等を尊重し、主要施策、事業の継続性を考慮する必要がある。新市基本計画は合併協議会の審議を経て決定され、最終的に合併協定書の1項目として調印されるものである。

2 新市基本計画の内容

新市基本計画の内容については、合併特例法第6条第1項において、計画に盛り込むべき事項が例示されている。また、同条第2項の規定により、新市基本計画は、新市の円滑な運営の確保及び均衡ある発展を図ることを目的とし、新市の一体性の確立及び住民福祉の向上等を図るよう適切に配慮されたものでなければならぬとされている。

なお、総務省より新市基本計画に係る目次構成の参考例が示されているので、総務省の例示や先行事例を参考に内容を構成することとする。

【合併特例法第6条第1項】

- ①新市の円滑な運営の確保及び均衡ある発展を図るための基本方針
- ②新市または県が実施する新市の円滑な運営の確保及び均衡ある発展に特に資する事業に関する事項
- ③公共的施設の統合整備に関する事項
- ④新市の財政計画

【総務省 目次構成の参考例】

I 序論

- ①合併の必要性
- ②計画策定の方針

II 合併関係市町村の概況

- ①位置と地勢、面積、土地利用状況
- ②人口と世帯数、主要産業など

Ⅲ 主要指標の見通し

Ⅳ まちづくりの基本方針

- ①新市の将来像（まちづくりの将来像・具体的な目標）
- ②施策分野別の基本方針、地域別整備の方針
- ③土地利用の方針など

Ⅴ 新市の施策

- ①保健・医療・福祉の充実
- ②教育・文化の振興
- ③産業の振興
- ④環境の整備
- ⑤都市基盤の整備
- ⑥行財政運営の効率化など

Ⅵ 新市における都道府県事業の推進

Ⅶ 公共的施設の適正配置と整備

Ⅷ 財政計画

3 計画の手順及び策定体制

新市基本計画案は、幹事会での検討を経て、合併協議会に提案するものとする。計画案の作成については、両市町の企画・財政担当部署と合併協議会事務局との連携により作業を進める。

また、計画案を策定した後の手続きとしては、住民説明会での意見聴取・反映後、群馬県知事との事前協議、正式協議を経て、最終計画とする。なお、策定した新市基本計画は、総務大臣及び群馬県知事に送付することとなっている。

計画案から計画確定までの手続きの流れ

① 合併協議会は、新市基本計画の原案を作成(確認)する。

↓ ↑

② 住民説明会での意見聴取・反映、必要に応じて修正を行う。

↓

③ 合併協議会は、群馬県知事に対して事前協議を行う。

↓

④ 事前協議終了後、合併協議会は、群馬県知事に対して正式協議を行う。

↓

⑤ 群馬県知事が回答を行う。

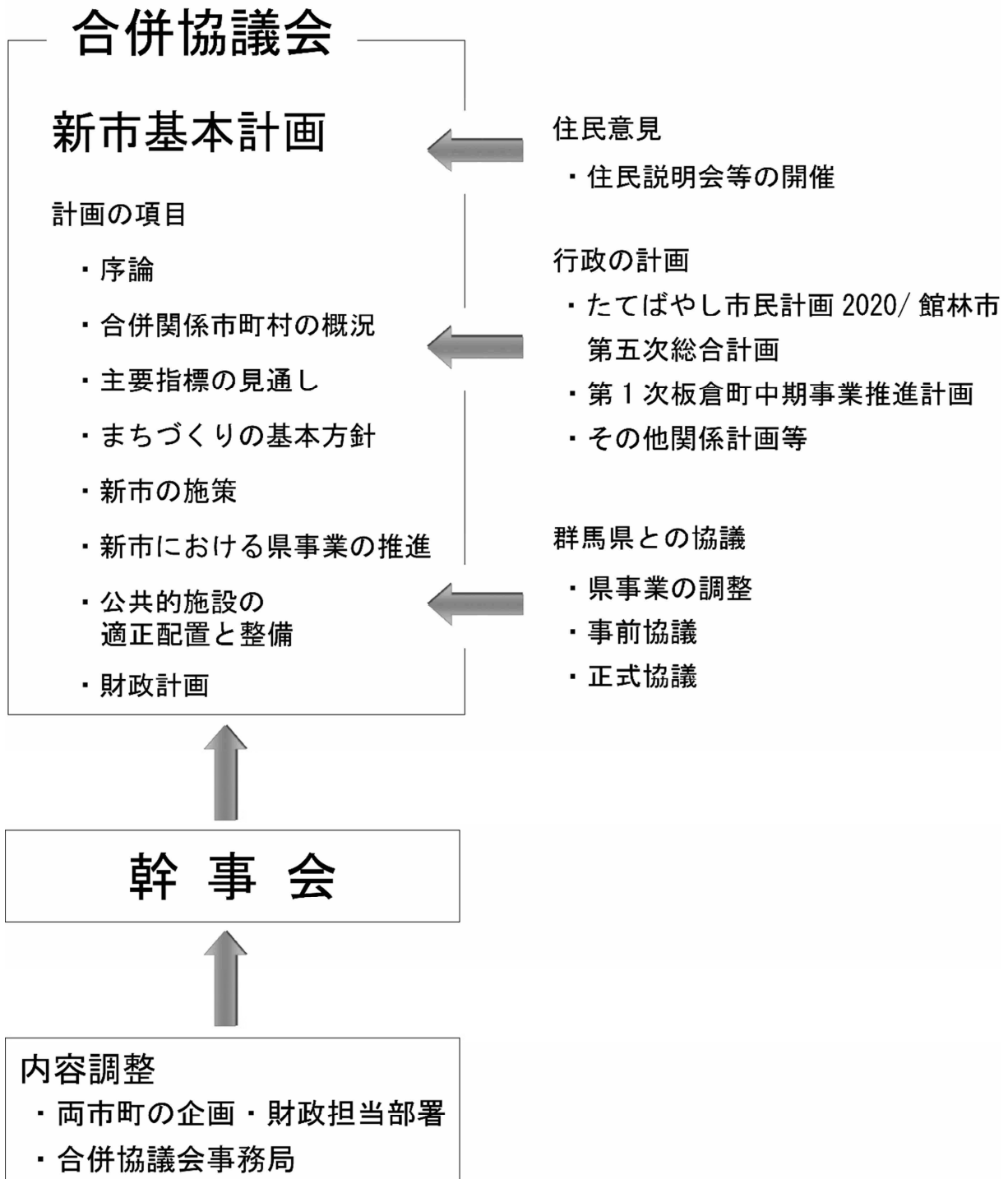
↓

⑥ 合併協議会は、新市基本計画を定め総務大臣及び群馬県知事に送付する。

↓

⑦ 総務大臣は、新市基本計画を国の関係行政機関の長に送付する。

新市基本計画策定体制 イメージ図



新市基本計画策定スケジュール

年月	平成 28 年							平成 29 年							
	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月		
合併協議会	合併協議会設置			策定方針決定		(法第6条第5項) 計画骨子確認			計画案確認		計画案確認 県との事前協議		計画決定		
協議会事務局	計画案の作成										意見聴取・反映	住民説明会での 意見聴取・反映	県との事前協議	県との正式協議	計画を総務大臣、 県知事へ送付
	県事業の推進・調整														
	事務事業の現況洗出し														
企画担当		主要施策の調整と査定 各課調整													
		計画案の調整													
財政担当	財政状況の把握		公共的施設の適正配置検討												
	歳入、歳出の見通し 事業費の算定														
		財政計画素案			財政計画調整										

協議第1号

合併協定項目1 合併の方式について

合併の方式について、次のとおり協議を求める。

平成28年9月2日

館林市・板倉町合併協議会
会長 安楽岡 一 雄

項 目	合併協定項目1 合併の方式
調整方針	※参考資料により検討をお願いいたします。 なお、次回以降の審議事項といたします。

合併の方式について（新設合併と編入合併の主な違い）

項目	新 設 合 併	編 入 合 併
定 義	2以上の市町村を廃して、その区域に新たに一つの市町村を置くこと。	1以上の市町村を廃して、その区域を他の市町村の区域に編入すること。
市町村の法人格	合併関係市町村(合併前の市町村)の法人格はすべて合併と同時に消滅し、 新しい市町村の法人格が発生する。	編入する市町村の法人格はそのまま存続し、 編入される市町村の法人格は合併と同時に消滅する。
合併市町村の名称	新たな名称を定める。 ただし、合併前の市町村の名称を使うこともできる。	一般的には編入する市町村の名称としているが、 新たに定めることもできる。
事務所の位置	新たに定める。	一般的には編入する市町村の事務所の位置としている。
財産の取扱い	新しい市町村に引き継がれる。	編入する市町村に引き継がれる。
市町村の長	合併関係市町村すべての法人格が消滅することに伴い、 すべての首長がその身分を失う。新首長は、新しい市町村による選挙で選任される。	編入する市町村の首長の身分に変更はなく、 編入される市町村の首長はすべてその身分を失う。
議会の議員	原則として、合併と同時にすべての議員がその身分を失い、 新しい市町村による選挙で選任される。ただし、任期について特例がある。	原則として、編入する市町村の議員の身分に変更はなく、 編入される市町村の議員はその身分を失う。ただし、定数及び任期について特例がある。
一般職の職員の身分	合併関係市町村の法人格の消滅によりその身分を失うことになるが、 新しい市町村に身分が引き継がれる。	編入される市町村の職員は身分を失うことになるが、 編入する市町村に引き継がれる。
特別職の取扱い	合併関係市町村の法人格の消滅によりその身分を失う。ただし、次の行政委員会の委員については、 新首長の就任を待たず、正規の手続による委員が選任されるまでの間の委員を定める手続が各法令で定められている。 ○教育委員会 ○選挙管理委員会 ○固定資産評価審査委員会 ○農業委員会	編入する市町村の特別職の身分に変更はなく、 編入される市町村の特別職はすべてその身分を失う。
条例・規則等の取扱い	合併関係市町村の 条例・規則はすべて失効し、新たに制定する。	編入される市町村の条例・規則は失効し、 編入する市町村の条例・規則を適用する。 (合併に伴う必要な改正を行う)
県内の事例	伊勢崎市、太田市、渋川市、富岡市、安中市、みどり市、神流町、東吾妻町、みなかみ町	前橋市、高崎市、桐生市、沼田市、藤岡市、中之条町

協議第2号

合併協定項目2 合併の期日について

合併の期日について、次のとおり協議を求める。

平成28年9月2日

館林市・板倉町合併協議会
会長 安楽岡 一 雄

項 目	合併協定項目2 合併の期日
調整方針	※参考資料により検討をお願いいたします。 なお、次回以降の審議事項といたします。

合併の期日について（留意事項）

1 住民生活への影響

- (1) 住民サービスや各種事務事業の執行上、できる限り住民生活に支障が少ない期日とすること。
- (2) 合併時に予定される事務事業や公的行事との関係を考慮すること。

2 首長・議会議員の任期

首長及び議会議員の任期を考慮すること。

3 事務手続き等への影響

合併時の効率的な事務処理（予算・決算処理等）や事務の引継ぎ等を総合的に勘案すること。

- (1) 合併するためには、両市町の議会において議決してから県知事への合併申請（廃置分合申請）、県議会での議決、知事の合併決定、総務大臣への届出（県）、総務大臣の官報告示など様々な手続きがあり、相当の日数を要することを考慮すること。
- (2) 合併により法人格が消滅した場合の決算については、出納整理期間がなく即日決算であるため、年度末に合併する場合は、支払い事務や決算事務が集中することになり事務量が多くなる。
- (3) 新市への移行を円滑に行うためには、電算システムの統合が不可欠となるが、膨大なプログラムの修正とデータの移行作業には相当な時間を要するため、次の点に留意する必要がある。

- ◆ 合併の期日を平日とする場合は、統合作業を日常業務と平行して行わざるを得ないため、作業時間が制約され、万が一作業に支障が発生した場合には、住民サービスに影響を及ぼす恐れがある。したがって、電算システムの移行を安全かつ確実に実施するため、システム統合の作業は、閉庁日（土・日）や連休を利用して行うことが望ましい。
- ◆ 年度の切替時期は、業務量が多く住民の転入転出時期とも重なり電算業務に支障を来す恐れがあるため、注意を要する。

協議第3号

合併協定項目3 新市の名称について

新市の名称について、次のとおり協議を求める。

平成28年9月2日

館林市・板倉町合併協議会
会長 安樂岡 一 雄

項 目	合併協定項目3 新市の名称
調整方針	※参考資料により検討をお願いいたします。 なお、次回以降の審議事項といたします。

新市の名称について

【新設合併】

現在の市町村の法人格が消滅し、新たな市町村として一つの法人格が発生するため、新市町村の名称を新たに定める必要がある。名称の定め方については、法律上、特に規定が無いことから、基本的には自由に定めることができるが、既存の他の市町村の名称と同一とならないよう配慮が必要である。なお、合併関係市町村（合併前の市町村）の名称を定めることもできる。

【編入合併】

編入する市町村の法人格のみが存続するため、新市町村の名称は、編入する市町村の名称とすることが一般的であるが、新たに定めることもできる。ただし、既存の他の市町村の名称と同一とならないよう配慮が必要である。

市 町 名 の 由 来	
館 林 市	板 倉 町
<p>15世紀半ばに館林城が築城され、古文書（足利成氏書状など）には文明3年（1471年）の享徳の乱の時に「佐貫荘立林要害中城」や「館林城」と記されました。館林城は三方を水（城沼）に囲まれており、かつては高台の地形を「たち」といい、「館野ヶ原」とも呼ばれていました。中世から近世にかけて、館林は400年にわたって館林城の城下町として栄え、江戸時代は歴代の館林城主が治めた土地を「館林藩」と呼び、徳川綱吉が城主の時には邑楽郡全体を「館林領」と呼んでいました。</p> <p>明治22年（1889年）に館林町と谷越村が合併して「館林町」となり、昭和29年（1954年）に館林町・郷谷村・大島村・赤羽村・六郷村・三野谷村・多々良村・渡瀬村が合併して「館林市」となりました。</p>	<p>板倉は、永仁元年（1293年）の古文書（二階堂行貞奉書写）に、「佐貫荘板倉郷」の土地が伊豆山神社に寄進されたと書かれ、鎌倉時代後期に「板倉」の地名が見られます。また、板倉の一部を「伊奈良」と称し、奈良時代の万葉集に「伊奈良の沼」（板倉沼）と詠まれた歌があります。</p> <p>板倉郷は江戸時代に「板倉村」となり、榊原康政や徳川綱吉が館林城主の時は「館林藩領」の一部でしたが、その後幕府領・旗本領となりました（靱谷村は館林藩領）。</p> <p>明治22年（1889年）に岩田村・板倉村・内蔵新田が合併して「伊奈良村」となり、昭和30年（1955年）に西谷田村・海老瀬村・大箇野村・伊奈良村が合併して「板倉町」となりました。</p>
市制施行日	町制施行日
昭和29年4月1日	昭和30年2月1日

協議第4号

合併協定項目4 新市の事務所の位置について

新市の事務所の位置について、次のとおり協議を求める。

平成28年9月2日

館林市・板倉町合併協議会
会長 安楽岡 一 雄

項 目	合併協定項目4 新市の事務所の位置
調整方針	※参考資料により検討をお願いいたします。 なお、次回以降の審議事項といたします。

新市の事務所の位置について

【新設合併】

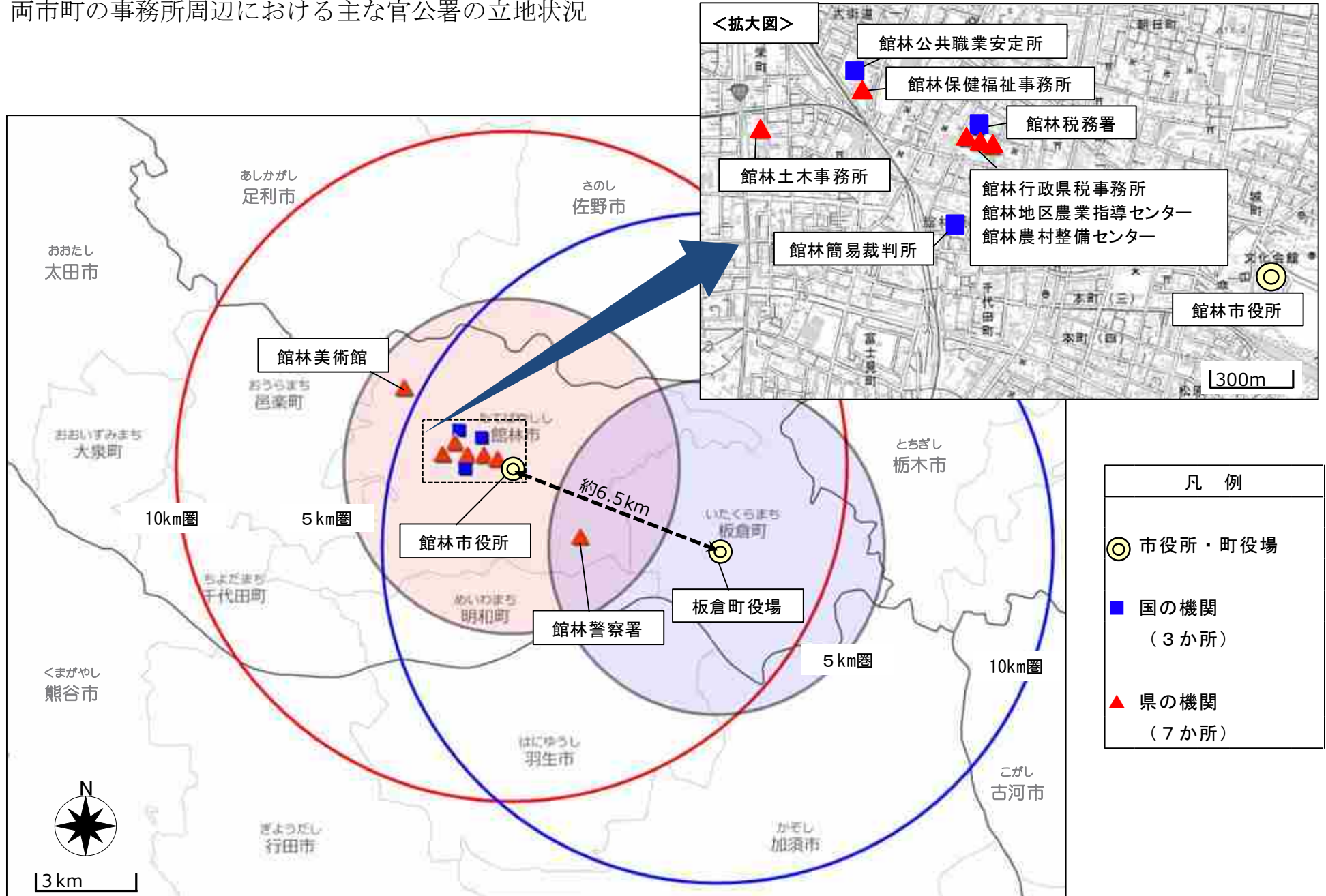
すべての市町村を廃止し、新しい市町村を発足させることになるため、住民の利用に最も便利であること、交通の事情や他の官公署等について考慮しながら、新市の事務所（本庁）の位置を定める必要がある。

【編入合併】

一般的には編入する市町村の事務所の位置が、新市の事務所の位置となる。

現		況			
館 林 市		板 倉 町			
<ul style="list-style-type: none"> 所在地：館林市城町1番1号 施設： 		<ul style="list-style-type: none"> 所在地：邑楽郡板倉町大字板倉2067番地 施設： 			
	庁舎		本庁舎	第二庁舎	西庁舎
構造	鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造	構造	鉄筋コンクリート造	鉄骨造	鉄骨造
規模	地下1階、地上5階	規模	地上2階、塔屋5階	地上1階	地上2階
敷地面積	20,766.10 m ²	敷地面積	8,917.09 m ² （うち、借地 6,729.77 m ² ）		
延床面積	9,760.24 m ²	延床面積	1,218 m ²	535.32 m ²	393.94 m ²
竣工	昭和56年10月	竣工	昭和33年7月	平成3年12月	平成9年10月
<ul style="list-style-type: none"> 駐車場：202台（公用車用含む） 支所、出張所：なし 交通：[鉄道] 館林駅 [バス] 館林市役所前バス停 主な周辺の官公署： 		<ul style="list-style-type: none"> 駐車場：149台（公用車用含む） 支所、出張所：なし 交通：[鉄道] 板倉東洋大前駅 [バス] 板倉町役場前バス停 主な周辺の官公署：なし 			
[国] 館林税務署、館林公共職業安定所、館林簡易裁判所 [県] 館林地区農業指導センター、館林農村整備センター 館林行政県税事務所、館林保健福祉事務所 館林土木事務所、館林美術館、館林警察署					

両市町の事務所周辺における主な官公署の立地状況



県内の合併事例

新市町名	合併の方式	合併の期日	名称の決定方法	事務所の位置	事務所の設置方式	合併関係市町村名
中之条町	編入	平成22年3月28日	協議会で決定	旧中之条町役場	支所方式	中之条町、六合村
高崎市	編入	平成21年6月1日	協議会で決定	旧高崎市役所	支所方式	高崎市、吉井町
	編入	平成18年10月1日	協議会で決定	旧高崎市役所	支所方式	高崎市、榛名町
	編入	平成18年1月23日	協議会で決定	旧高崎市役所	支所方式	高崎市、倉淵村、箕郷町、群馬町、新町
前橋市	編入	平成21年5月5日	協議会で決定	旧前橋市役所	支所方式	前橋市、富士見村
	編入	平成16年12月5日	協議会で決定	旧前橋市役所	支所方式	前橋市、大胡町、宮城村、粕川村
富岡市	新設	平成18年3月27日	公募、委員会で選考、 協議会で決定	旧富岡市役所	分庁方式	富岡市、妙義町
みどり市	新設	平成18年3月27日	公募、委員会で選考、 協議会で決定	旧笠懸町役場	分庁方式	笠懸町、大間々町、(勢)東村
東吾妻町	新設	平成18年3月27日	協議会で決定	旧吾妻町役場	支所方式	(吾)東村、吾妻町
安中市	新設	平成18年3月18日	公募、委員会で選考、 協議会で決定	旧安中市役所	支所方式	安中市、松井田町
渋川市	新設	平成18年2月20日	公募、委員会で選考、 協議会で決定	旧渋川市役所	支所方式	渋川市、伊香保町、小野上村、子持村、赤城村、北橋村
藤岡市	編入	平成18年1月1日	協議会で決定	旧藤岡市役所	総合支所方式	藤岡市、鬼石町
みなかみ町	新設	平成17年10月1日	協議会で決定	旧月夜野町役場	支所方式	月夜野町、水上町、新治村
桐生市	編入	平成17年6月13日	協議会で決定	旧桐生市役所	支所方式	桐生市、新里村、黒保根村
太田市	新設	平成17年3月28日	公募、協議会委員の記 名投票で決定	旧太田市役所	総合支所方式(合併時) 分庁方式(現在)	太田市、尾島町、新田町、藪塚本町
沼田市	編入	平成17年2月13日	協議会で決定	旧沼田市役所	支所方式	沼田市、白沢村、利根村
伊勢崎市	新設	平成17年1月1日	公募、委員会で選考、 協議会で決定	旧伊勢崎市役所	支所方式	伊勢崎市、赤堀町、(佐)東村、境町
神流町	新設	平成15年4月1日	公募、委員会で選考、 協議会で決定	旧万場町役場	支所方式	万場町、中里村

県外近隣自治体の合併事例

1 栃木県

新市名	合併の方式	合併の期日	名称の決定方法	事務所の位置	事務所の設置方式	合併関係市町名
栃木市	編入	平成26年4月5日	協議会で決定	旧栃木市役所	総合支所方式	栃木市、岩舟町
	編入	平成23年10月1日	協議会で決定	旧栃木市役所	総合支所方式	栃木市、西方町
	新設	平成22年3月29日	協議会で決定	旧栃木市役所	総合支所方式	栃木市、大平町、藤岡町、都賀町
鹿沼市	編入	平成18年1月1日	協議会で決定	旧鹿沼市役所	支所方式	鹿沼市、栗野町
佐野市	新設	平成17年2月28日	協議会で決定	旧佐野市役所	分庁方式	佐野市、田沼町、葛生町

2 埼玉県

新市名	合併の方式	合併の期日	名称の決定方法	事務所の位置	事務所の設置方式	合併関係市町村名
加須市	新設	平成22年3月23日	協議会で決定	旧加須市役所	総合支所方式	加須市、騎西町、北川辺町 大利根町
久喜市	新設	平成22年3月23日	協議会で決定	旧久喜市役所	総合支所方式	久喜市、菖蒲町、栗橋町、鷲宮町
熊谷市	編入	平成19年2月13日	協議会で決定	旧熊谷市役所	支所方式	熊谷市、江南町
	新設	平成17年10月1日	協議会で決定	旧熊谷市役所	支所方式	熊谷市、妻沼町、大里町
行田市	編入	平成18年1月1日	協議会で決定	旧行田市役所	支所方式	行田市、南河原村
鴻巣市	編入	平成17年10月1日	協議会で決定	旧鴻巣市役所	支所方式	鴻巣市、吹上町、川里町

3 茨城県

新市名	合併の方式	合併の期日	名称の決定方法	事務所の位置	事務所の設置方式	合併関係市町名
古河市	新設	平成17年9月12日	協議会で決定	旧総和町役場 旧古河市役所 旧三和町役場	総合支所方式(合併時) 分庁方式(現在)	古河市、総和町、三和町

協議第5号

合併協定項目6 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

平成28年9月2日

館林市・板倉町合併協議会
会長 安樂岡 一 雄

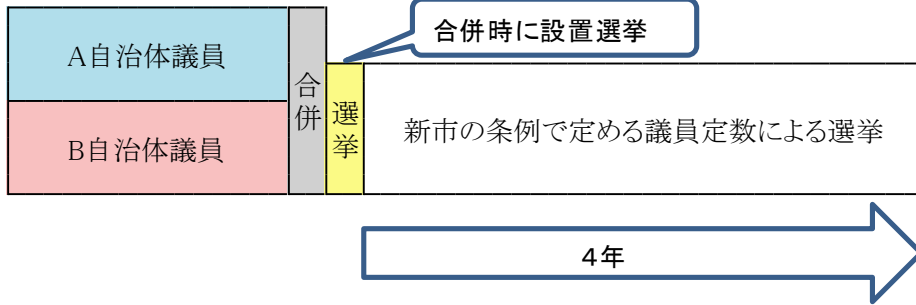
項 目	合併協定項目6 議会の議員の定数及び任期の取扱い
調整方針	※参考資料により検討をお願いいたします。 なお、次回以降の審議事項といたします。

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

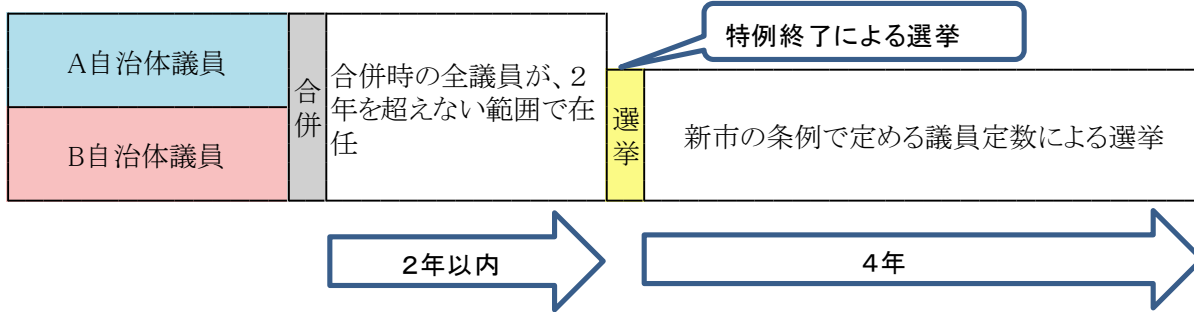
新設合併

新設合併では、両自治体すべての議員が身分を失うが、在任期間について、特例措置が定められている。

《原則》 合併時に両自治体全ての議員が身分を失う。



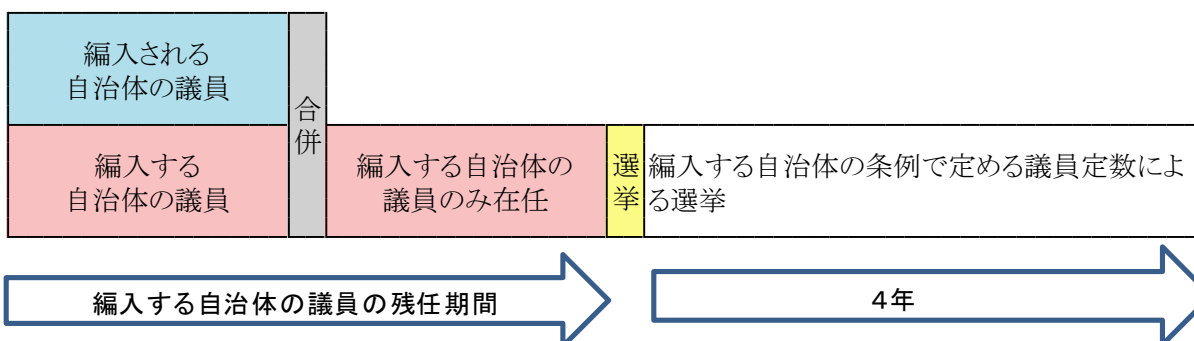
◆【在任特例】 合併時に選挙は行わず、2年を超えない範囲ですべての議員が在任する。



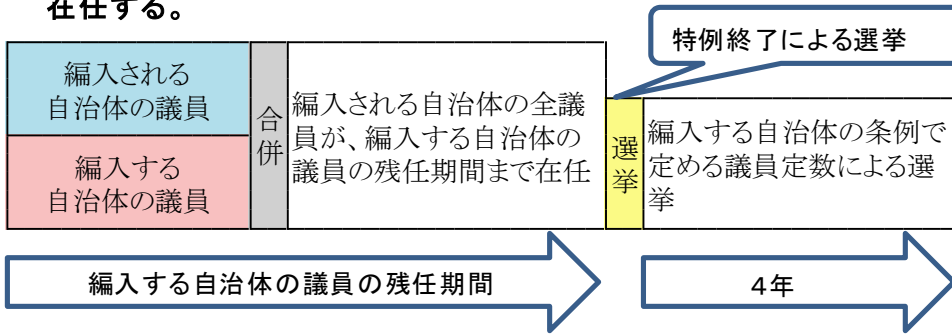
編入合併

編入合併では、編入する自治体の議員は身分を失わず、編入される自治体の議員は身分を失うが、その在任期間や議員定数について、特例措置が定められている。

《原則》 編入する自治体の議員は在任するが、編入される自治体の議員は身分を失う。

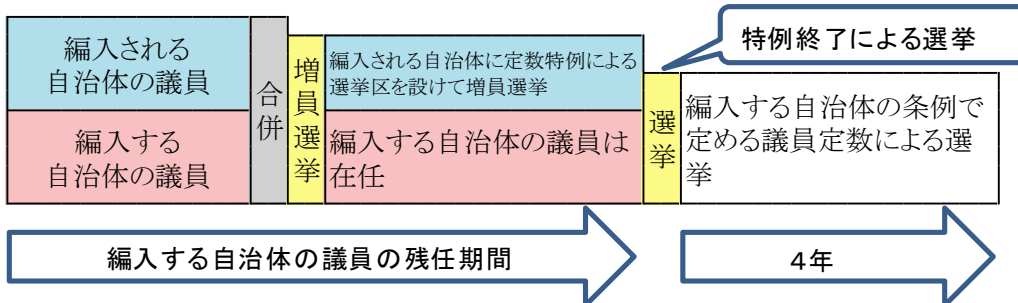


◆【在任特例】 編入される自治体の全議員が、編入する自治体の議員の残任期間まで在任する。



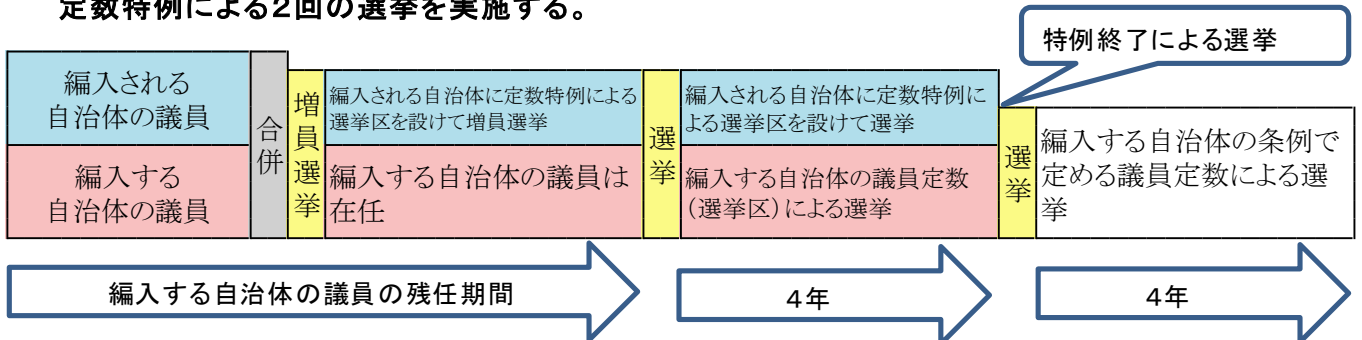
◆【定数特例(編入時)】 合併時に定数特例による増員選挙を実施する。

※定数特例人数＝編入する自治体の議員定数×(編入される自治体の人口÷編入する自治体の人口)

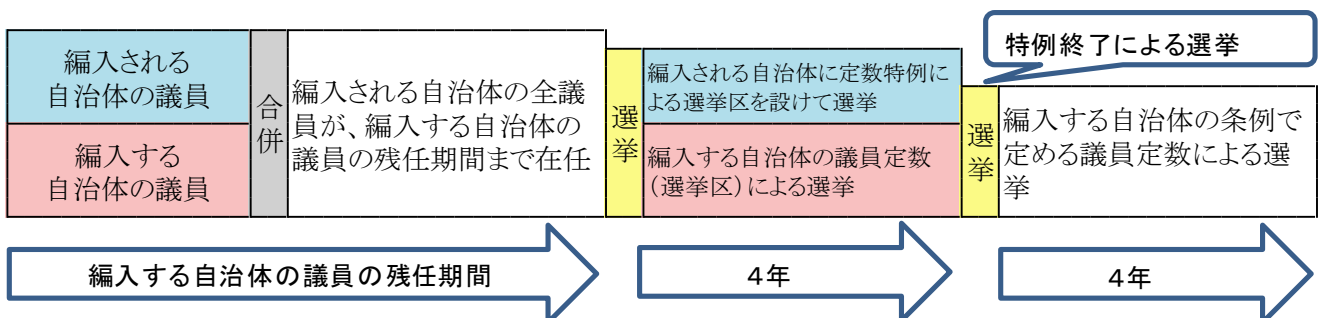


◆【定数特例(編入時)+定数特例(増員選挙後、最初の選挙時)】

定数特例による2回の選挙を実施する。



◆【在任特例+定数特例】 編入される自治体の全議員が、編入する自治体の議員の残任期間まで在任し、最初の選挙時に、定数特例による選挙を実施する。



協議第6号

合併協定項目7 地方税の取扱いについて

地方税の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

平成28年9月2日

館林市・板倉町合併協議会
会長 安楽岡 一 雄

項 目	合併協定項目7 地方税の取扱い
調整方針	※参考資料により検討をお願いいたします。 なお、次回以降の審議事項といたします。

地方税の取扱いについて（現況）

1 個人市町村民税

個人市町村民税は、毎年1月1日に住んでいた市町村で課税され、前年の1月1日から12月31日までの所得を基準として課税される。県民税と合わせて課税し、合算して納める制度になっている。

(1) 均等割（両市町同額）

区 分	税 額	内 訳
市町村民税	3,500 円	均等割額 3,000 円
		東日本大震災からの復興を図る 基本理念に基づき実施する防災 施策の財源 500 円

(2) 所得割 6%（両市町同率）

2 法人市町村民税

(1) 均等割

法人市町村民税の均等割は、所得の有無にかかわらず課税される。

税率は資本金等の額と従業者数に応じて分かれており、館林市は制限税率120%を適用し、板倉町は、標準税率を適用している。（別表1）

(2) 法人税割

法人市町村民税の法人税割は、原則として国に納付する法人税額に、両市町で定められている税率を乗じて計算する。標準税率は9.7%、制限税率は12.1%で、両市町とも税率は、制限税率12.1%を適用している。

標準税率：地方公共団体が課税する場合に、通常よるべき税率として地方税法に規定されている標準的な税率で、条例により変更が可能なもの

制限税率：地方公共団体が税率を定める場合に、標準税率を超える場合の上限の税率として地方税法において定められているもの

3 固定資産税

固定資産税は、毎年1月1日（賦課期日）現在に土地、家屋や償却資産を所有している人が固定資産の価額を基に算定された税額を、その固定資産の所在する市町村に納める税金である。標準税率は1.4%で、両市町とも、1.4%を適用している。

償却資産：製造や小売、農業などの事業を個人または会社で営んでいる方が所有し、その事業のために用いることができる構築物や機械、運搬具、器具、備品などの事業用資産をいう。ただし、営業権や特許権などの無形減価償却資産、自動車税や軽自動車税がかかる自動車や軽自動車などは償却資産から除く。

4 軽自動車税

軽自動車税は、毎年4月1日現在に登録のある軽自動車（原動機付自転車、小型特殊自動車、軽自動車、二輪の小型自動車など）の所有者に対して課税される税金で、税率は両市町とも標準税率を適用し、車種、総排気量などにより1台当たりの年税額で定められている。（別表2）

5 市町村たばこ税

市町村たばこ税は、たばこの消費に対してかかる税金で、たばこの販売価格の中に国税、道府県税、市町村税が含まれている。納税義務者は、製造たばこの製造者、特定販売業者（輸入業者）、卸売販売業者であり、市町村たばこ税の税率は法律において定められた一定税率で、1,000本につき5,262円、旧3級品は2,925円である。

一定税率：地方税法に規定されている税率で、これ以外の税率を適用することができないもの

6 鉱産税

鉱産税は、鉱物の掘採の事業を行う鉱業者に対し課税する税金で、税率は鉱物の価格の1%（鉱物の価格の合計額が200万円以下の場合は0.7%）である。館林市のみ、条例で定められているが課税対象なし。

7 特別土地保有税

特別土地保有税は、投機的な土地取得の抑制と土地の有効利用の促進を図る目的で設けられた税金で、土地の所有者に対して課税されるもの（保有分）と、土地の取得者に対して課税されるもの（取得分）から構成される。一定規模以上の土地を保有・取得している者に対して課税され、税額は、土地の取得価額に税率を乗じ、その額から、固定資産税や不動産取得税に相当する額を差し引いて計算する。両市町とも税率は、保有1.4%、取得3%である。

税制改正により、平成15年度以降においては、特別土地保有税の課税を停止し、新たな課税は実施しないことになっている。

8 入湯税

入湯税は、鉱泉浴場（温泉を利用する浴場）における入浴行為に対して課税する税金で、環境衛生施設、消防施設の整備に要する費用などに充てられる。税率は、入浴客1人1日あたり150円である。ただし、年齢12歳未満の子供や共同浴場または一般公衆浴場に入湯する場合は入湯税が免除になる。館林市のみ、条例で定められているが課税対象なし。

9 都市計画税（館林市のみ課税）

都市計画税は、都市計画区域のうち、市街化区域内の土地及び家屋にかかる税金で、都市計画事業や土地区画整理事業に要する費用に充てられる。税額の計算方法は、固定資産税とほぼ同じである。制限税率は、0.3%となっており、館林市のみで課税し、制限税率を適用している。

10 ゴルフ場利用税交付金

ゴルフ場利用税は、ゴルフ場の利用者に対し都道府県が課税する税金で、税収の70%が、ゴルフ場の所在する市町村に交付金として交付される。板倉ゴルフ場を有する板倉町のみ群馬県より交付を受けている。

別表 1 (法人市町村民税 均等割)

資本金等の額	従業者数	税率 (年税額)	
		館林市	板倉町
1,000 万円以下	50 人以下	6 万円	5 万円
	50 人超	14.4 万円	12 万円
1,000 万円超 1 億円以下	50 人以下	15.6 万円	13 万円
	50 人超	18 万円	15 万円
1 億円超 10 億円以下	50 人以下	19.2 万円	16 万円
	50 人超	48 万円	40 万円
10 億円超 50 億円以下	50 人以下	49.2 万円	41 万円
	50 人超	210 万円	175 万円
50 億円超	50 人以下	49.2 万円	41 万円
	50 人超	360 万円	300 万円
上記以外の法人		6 万円	5 万円

別表2（軽自動車税）

【原動機付自転車・二輪車など】

車種区分		税率（年税額）
原動機付自転車	50cc 以下	2,000 円
	50cc 超 90cc 以下	2,000 円
	90cc 超 125cc 以下	2,400 円
	ミニカー	3,700 円
二輪の軽自動車（125cc 超 250cc 以下）		3,600 円
二輪の小型自動車（250cc 超）		6,000 円
小型特殊自動車	農耕用	2,400 円
	その他（フォークリフト等）	5,900 円

【三輪・四輪の軽自動車】

車種区分			税率（年税額）※		
			①	②	③
三輪			3,900 円	4,600 円	3,100 円
四輪	乗用	自家用	10,800 円	12,900 円	7,200 円
		営業用	6,900 円	8,200 円	5,500 円
	貨物	自家用	5,000 円	6,000 円	4,000 円
		営業用	3,800 円	4,500 円	3,000 円

※① 初度検査年月が平成27年4月1日以降の車両

② 初度検査年月から13年を経過した車両

③ 上記②を除く、初度検査年月が平成27年3月31日以前の車両

【軽四輪などの税率の特例措置（グリーン化特例）】

車種区分			税率（年税額）※		
			①	②	③
三輪			1,000 円	2,000 円	3,000 円
四輪	乗用	自家用	2,700 円	5,400 円	8,100 円
		営業用	1,800 円	3,500 円	5,200 円
	貨物	自家用	1,300 円	2,500 円	3,800 円
		営業用	1,000 円	1,900 円	2,900 円

※① 電気自動車・天然ガス軽自動車（平成 21 年排出ガス 10%低減）

② 乗用：平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成（★★★★）かつ平成 32 年度燃費基準+20%達成車
 貨物：平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成（★★★★）かつ平成 27 年度燃費基準+35%達成車

③ 乗用：平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成（★★★★）かつ平成 32 年度燃費基準達成車

貨物：平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成（★★★★）かつ平成 27 年度燃費基準+15%達成車

地方税の取扱いに関する特例について

合併関係市町村における不均一課税・課税免除の特例

地方税は、原則として同一市町村内においては均一の課税をすることになるが、合併特例法第16条第1項の規定により、市町村の合併後直ちに合併市町村の全区域にわたって均一の課税をすることが、かえって合併市町村の住民の負担にとって均衡を欠くこととなると認められる場合に、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限って、不均一の課税または課税の免除をすることができる。この場合、不均一課税等を実施する内容の税条例の改正等の手続きが必要となる。

協議第7号

合併協定項目10 農業委員会の取扱いについて

農業委員会の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

平成28年9月2日

館林市・板倉町合併協議会
会長 安楽岡 一 雄

項 目	合併協定項目10 農業委員会の取扱い
調整方針	※参考資料により検討をお願いいたします。 なお、次回以降の審議事項といたします。

農業委員会の取扱いについて

1 館林市と板倉町の農業委員会の現況

区 分	館林市	板倉町	合 計
面 積 (ha)	6,097	4,186	10,283
農地面積 (ha) 注1	2,911	2,180	5,091
基準農業者数 (戸) 注1	799	957	1,756
委員定数 (人) 注2	21 (選挙 16・選任 5)	18 (選挙 13・選任 5)	39
任 期	H26. 7. 20～H29. 7. 19	H26. 7. 20～H29. 7. 19	—

注1 両市町の農業委員会より

注2 平成28年4月1日施行の農業委員会等に関する法律の改正により、上記の定数は、現委員の任期までの適用となる。(平成29年7月19日まで)

2 農業委員会の取扱い

原則として、農業委員会は1自治体につき一つのものであるが、市町村面積が24,000ha以上又は農地面積が7,000ha以上のいずれかの要件を満たしているときは、当該市町村の区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置くことができる。しかし、館林市及び板倉町が合併した場合、この要件を満たさないため一つの組織に再編することになる。

3 農業委員会委員の取扱い

【新設合併】

合併前の市町村の法人格はすべて消滅するため、合併関係市町村の農業委員会の委員はすべて身分を失う。ただし、農業委員会等に関する法律施行令の規定により定数及び任期について、別途、両市町の協議により定めることができる。

【編入合併】

編入する市町村の農業委員会の委員の身分に変更はないが、編入される市町村の農業委員会の委員はすべて身分を失う。ただし、農業委員会等に関する法律施行令の規定により定数及び任期について、別途、両市町の協議により定めることができる。

協議第8号

合併協定項目11 特別職の身分の取扱いについて

特別職の身分の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

平成28年9月2日

館林市・板倉町合併協議会
会長 安楽岡 一 雄

項 目	合併協定項目11 特別職の身分の取扱い
調整方針	※参考資料により検討をお願いいたします。 なお、次回以降の審議事項といたします。

特別職の身分の取扱いについて

【新設合併】

合併前の市町村の法人格はすべて消滅するため、合併関係市町村の特別職はその身分を失う。ただし、職務の継続性を求められることなどから、行政委員会のうち、教育委員会、選挙管理委員会、固定資産評価審査委員会及び農業委員会の委員については、各法令の規定に定められた手続により新首長の就任を待たずに合併後も一定期間その職務を行うことができる。また、議会の議員については、在任特例により合併後2年を超えない範囲で、引き続き在任することが合併特例法の規定に定められている。

【編入合併】

編入する市町村の特別職の身分に変更はないが、編入される市町村の特別職は、すべてその身分を失う。ただし、議会の議員については、在任特例による在任期間の延長や、定数特例による増員選挙を行うことが合併特例法の規定に定められている。

現		況		具体的な調整内容
	館 林 市		板 倉 町	
常勤特別職	<ul style="list-style-type: none"> 任期 4年（教育長は3年） 給料 市長 月額975,000円 （※月額780,000円） 副市長 月額825,000円 （※月額693,000円） 教育長 月額730,000円 （※月額642,400円） <p>※平成27年4月27日から平成31年4月25日までの間減額支給</p>		<ul style="list-style-type: none"> 任期 4年（教育長は3年） 給料 町長 月額795,000円 （※月額556,500円） 副町長 月額643,000円 （※月額514,400円） 教育長 月額593,000円 （※月額474,400円） <p>※平成21年4月1日から平成28年11月16日までの間減額支給</p>	

現 況		具体的な調整内容	
	館 林 市		板 倉 町
議会議員	<ul style="list-style-type: none"> ・定数 20人 ・任期 4年 ・報酬 議長 月額 459,000円 <li style="padding-left: 20px;">副議長 月額 414,000円 <li style="padding-left: 20px;">議員 月額 387,000円 	<ul style="list-style-type: none"> ・定数 12人 ・任期 4年 ・報酬 議長 月額 323,000円 <li style="padding-left: 20px;">副議長 月額 245,000円 <li style="padding-left: 20px;">常任委員長 月額 227,000円 <li style="padding-left: 20px;">常任副委員長 月額 223,000円 <li style="padding-left: 20px;">議会運営委員長 月額 227,000円 <li style="padding-left: 20px;">議会運営副委員長 月額 223,000円 <li style="padding-left: 20px;">議員 月額 222,000円 	<p>議会議員の定数及び任期については、協定項目6「議会の議員の定数及び任期の取扱い」の協議結果による。</p>
行政委員会及び行政委員	<p>館林市教育委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定数 4人 ・任期 4年 ・報酬 委員 月額 72,000円 	<p>板倉町教育委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定数 4人 ・任期 4年 ・報酬 委員 月額 20,500円 	
	<p>館林市選挙管理委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定数 4人 ・任期 4年 ・報酬 委員長 年額 270,000円 <li style="padding-left: 20px;">委員 年額 210,000円 	<p>板倉町選挙管理委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定数 4人 ・任期 4年 ・報酬 委員長 月額 11,000円 <li style="padding-left: 20px;">委員 月額 10,000円 	
	<p>館林市監査委員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定数 2人 ・任期 識見選任 4年 <li style="padding-left: 20px;">議員選任 議員の任期 ・報酬 識見選任 月額 120,000円 <li style="padding-left: 20px;">議員選任 月額 40,000円 	<p>板倉町監査委員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定数 2人 ・任期 識見選任 4年 <li style="padding-left: 20px;">議員選任 議員の任期 ・報酬 委員 年額 150,000円 	

現 況		具体的な調整内容
館 林 市	板 倉 町	
<p>館林市公平委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定数 3人 ・任期 4年 ・報酬 委 員 日額8,300円 	<p>板倉町公平委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定数 3人 ・任期 4年 ・報酬 委員長 日額9,500円 <li style="padding-left: 20px;">委 員 日額9,000円 	<p>農業委員会の定数については、協定項目10「農業委員会の取扱い」の協議結果による。</p> <p>なお、平成28年4月1日施行の農業委員会等に関する法律の改正により、左記の定数は、現委員の任期までの適用となる。(平成29年7月19日まで)</p>
<p>館林市農業委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定数 選挙 16人 選任 5人 ・任期 3年 ・報酬 会 長 月額47,000円 <li style="padding-left: 20px;">会長代理 月額33,000円 <li style="padding-left: 20px;">委 員 月額29,000円 	<p>板倉町農業委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定数 選挙 13人 選任 5人 ・任期 3年 ・報酬 会 長 月額37,000円 <li style="padding-left: 20px;">会長代理 月額29,000円 <li style="padding-left: 20px;">専門委員長 月額29,000円 <li style="padding-left: 20px;">委 員 月額27,000円 	
<p>館林市固定資産評価審査委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定数 3人 ・任期 3年 ・報酬 委 員 日額8,300円 	<p>板倉町固定資産評価審査委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定数 3人 ・任期 3年 ・報酬 委員長 日額9,500円 <li style="padding-left: 20px;">委 員 日額9,000円 	

1 合併協議会ホームページの公開について

(1) 公開日

平成28年7月28日（木）

(2) URL

<http://www.tatebayashi-itakura-gappeikyo.jp/>

(3) 内容

合併協議会の紹介、会議結果・資料、合併協定項目、新市基本計画、合併協議会だより、関連リンクの6つのメニューを作成し、その中にそれぞれの資料等を掲載しています。

2 合併協議会だよりの発行について

(1) 発行日

平成28年9月1日（木）

(2) 発行部数

34,000部

(3) 配布方法

両市町の広報紙と合わせて配布